

～事業主の皆様へ～

知っておきたい“適用関係届等のQ&A”

Q、扶養家族を被扶養者とするときや被扶養者に異動があったときは、どのような手続きが必要でしょうか。

A、扶養家族を被扶養者にするときや、すでに被扶養者となっている扶養家族に異動があったときには、事業主を経由して事業所を管轄している年金事務所に「被扶養者（異動）届」を提出してください。

（20～59歳の配偶者の場合は、健康保険の被扶養者（異動）届と同時に必要書類を添えて配偶者の勤務している会社に「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。）

【届書・申請書名】健康保険被扶養者（異動）届

【添付書類】所得に関する証明書類、生計維持に関する証明書類、身分関係の確認ができる証明書類

【提出期限】資格取得日または異動のあったときから5日以内

Q、収入があっても被扶養者になれますか。

A、収入がある場合は、次の基準をもとに判断することになります。

① 年収が130万円未満であること

認定対象者の年収が130万円未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であれば、原則として被扶養者になれます。また、認定対象者の年収が被保険者の半分以上であっても、130万円未満である場合は、被保険者の収入によって生計を維持していると認められれば、被扶養者になることもあります。

② 別居の場合は仕送り額で判断

被保険者と別居している場合には、年収が130万円未満で、かつ被保険者からの仕送り額より少ないときに被扶養者になれます。

③ 60歳以上は180万円未満

認定対象者が60歳以上、または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合には、年収の認定基準の「130万円未満」が「180万円未満」となります。

Q、被扶養者になれる家族はどの範囲までですか。

A、被扶養者の収入により生計を維持している人で、以下の範囲となっています。

① 被保険者と別居でもよい人

- ・ 配偶者（内縁を含む）
- ・ 子、孫および弟妹
- ・ 父母、祖父母など直系尊属

② 被保険者と同居していることが条件の人

- ・ 兄姉、伯叔父母、甥姪などその配偶者、曾孫、弟妹の配偶者、配偶者の父母など①以外の親等内の親族
- ・ 内縁関係の配偶者の父母および子（その配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

詳しくは、管轄の年金事務所までお問い合わせください。